

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日（金） 第3506号の13



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 1
- 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（社会福祉課取扱い） 2
- 鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（※）（総務福利課取扱い） 2

訓 令

- 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令（※）（人事課取扱い） 3
- 鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令（※）（学事法制課取扱い） 3

告 示

- 鹿児島県中小企業制度資金要綱等の一部を改正する要綱（※）（経営金融課取扱い） 6

教育委員会教育長訓令

- 鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 13

規 則

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第31号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則（平成6年鹿児島県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第25条中「評価は」の次に「， 秀」を加える。

別表第1の3(2)の表及び別表第1の4の表中「経営分析」を「会計情報論」に，

経営工学	2	を
コンピュータ会計	1	

経営工学	2	に改める。
------	---	-------

別表第2中

- 「4 道徳教育指導論，特別活動指導論，生徒指導論，進路指導論，教職実践演習（中）及び教育実習は，教育職員の免許状を得ようとする学生で，文学科日本語日本文学専攻，文学科英語英文学専攻又は生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。

- 5 道徳教育の指導法，特別活動論，生徒指導論，教職実践演習（栄養教諭），栄養教育実習及び栄養教育実習の事前事後の指導は，教育職員の免許状を得ようとする学生で，

を

生活科学科食物栄養専攻に属するもののみが履修することができる。」

- 「4 道徳教育指導論，特別活動指導論，進路指導論，教職実践演習（中）及び教育実習は，教育職員の免許状を得ようとする学生で，文学科日本語日本文学専攻，文学科英語英文学専攻又は生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。」

に改める。

- 5 道徳教育の指導法，特別活動論，教職実践演習（栄養教諭），栄養教育実習及び栄養教育実習の事前事後の指導は，教育職員の免許状を得ようとする学生で，生活科学科食物栄養専攻に属するもののみが履修することができる。」

附 則

- この規則は，平成31年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については，改正後の鹿児島県立短期大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第 1 の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，第一部商経学科経営情報専攻及び第二部商経学科の授業科目である会計情報論については，改正後の学則別表第 1 に定めるところにより，当該者も履修することができる。

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第32号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ウ中「第 2 条第 3 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

別記第 1 号様式中「平成 年度生活福祉資金貸付補助金交付申請書」を「 年度生活福祉資金貸付補助金交付申請書」に改める。

別記第 2 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第 3 号様式中「平成 年度貸付資金所要額」を「 年度貸付資金所要額」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第33号

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則（昭和46年鹿児島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号及び第 2 号中「，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランド」を「及び鴨池緑地公園」に改め，同条第 3 号中「鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例」を「鴨池公園及び鴨池緑地公園に係る鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例」に改める。

第 5 条第 1 号から第 3 号までの規定中「，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランド」を「及び鴨池緑地公園」に改め，同条第 4 号中「鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則」を「鴨池公園及び鴨池緑地公園に係る鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例

施行規則」に改め、同条第 6 号中「及び第10号」を削り、同条第 9 号カ中「第14条」を「第14条第 1 項」に改め、同条第10号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則（以下「旧規則」という。）第 4 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事務であって鹿児島ふれあいスポーツランドに係るものについて、鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした処分その他の行為であって現に効力を有するもの又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に旧規則第 5 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事務であって鹿児島ふれあいスポーツランドに係るものについて、教育長がした処分その他の行為であって現に効力を有するもの又は教育長に対してなされた申請その他の行為は、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

訓 令

鹿児島県訓令第 5 号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成18年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号ア中「県民生活局」を「文化スポーツ局及び男女共同参画局」に、「危機管理局」を「危機管理防災局」に改め、同条第 3 号ア中「県民生活局」を「文化スポーツ局及び男女共同参画局」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県訓令第 6 号

鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令

（鹿児島県公印規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「各地域振興局 保健福祉環境 部健康企画課 （大隅地域振 興局を除 く。） 北薩地域振興 局農林水産部 農林水産総務 課 」	を	「各地域振興局 保健福祉環境 部健康企画課 （大隅地域振 興局を除 く。） 」	に、
-----	--	---	---	----

		鹿 児 島 県	
--	--	---------	--

鹿児島県総務部 県民生活局長印	方21	総 務 部 県 民 生 活 局 長 印	生活・文化課
鹿児島県危機管 理局長印	方21	鹿 児 島 県 危 機 管 理 局 長 印	危機管理防災 課

を

鹿児島県〇〇部 〇〇局長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 部 〇 〇 局 長 印	文化振興課 青少年男女共 同参画課
鹿児島県危機管 理防災局長印	方21	鹿 児 島 県 危 機 管 理 防 災 局 長 印	危機管理課

に、

「北薩地域振興
局農林水産部
農林水産総務
課
地域振興局の
部の各支所
大隅地域振興
局農林水産部
曾於畑地かん
がい農業推進
センター
大隅地域振興
局総務企画部
県税課曾於総
務分室
北薩地域振興
局農林水産部
林務水産課

「地域振興局の
部の各支所
大隅地域振興
局農林水産部
曾於畑地かん
がい農業推進
センター
北薩地域振興
局農林水産部
林務水産課
北薩地域振興
局建設部土木
建築課
始良・伊佐地
域振興局建設
部土木建築課

を

「鹿児島地域振
興局総務企画
部自動車税課
大隅地域振興
局総務企画部
県税課曾於総
務分室

を

「鹿児島地域振
興局総務企画
部自動車税課
大隅地域振興
局総務企画部
県税課

に改める。

北薩地域振興
局建設部土木
建築課
始良・伊佐地
域振興局建設
部土木建築課」
大隅地域振興
局総務企画部
県税課

（鹿児島県文書規程の一部改正）

第2条 鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第2中	生活・文化課	生文	を
	共生・協働推進課	共協	
	青少年男女共同参画課	青参画	

文化振興課	文振	に、
世界文化遺産課	世文	
スポーツ振興課	スポ振	
青少年男女共同参画課	青参画	
くらし共生協働課	くら共	

世界文化遺産課	世文	を
環境林務課	環林	
地球温暖化対策課	地温	

環境林務課	環林	に、
-------	----	----

雇用労政課	雇労	を
-------	----	---

雇用労政課	雇労	に、
外国人材受入活躍支援課	外活	

農業経済課	農経	を
食の安全推進課	食推	

農業経済課	農経	に、
-------	----	----

危機管理防災課	危防	を
---------	----	---

危機管理課	危管	に改める。
-------	----	-------

別記第3号様式（表）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記第18号様式から別記第20号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（鹿児島県出先機関文書規程の一部改正）

第3条 鹿児島県出先機関文書規程（昭和62年鹿児島県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第13条第1号の表中「，分室長」を削る。

別表第3 鹿児島県北薩地域振興局さつま庁舎の項中「北薩地域振興局農林水産部農林水産総務課」を「北薩地域振興局農林水産部農政普及課」に改め、同表鹿児島県大隅地域振興局

曾於庁舎の項中「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於総務分室」を「大隅地域振興局総務企画部県税課」に改める。

別記第4号様式（表）及び別記第4号様式の2（表）中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記第10号様式及び別記第11号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記第19号様式から別記第21号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条中鹿児島県文書規程第9条第1項の改正規定及び第3条中鹿児島県出先機関文書規程第9条第1項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第327号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部改正）

第1条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「認定特定創業支援事業」を「認定特定創業支援等事業」に、「第2条第23項第1号」を「第2条第20項第1号」に改める。

第6条の表創業支援資金の項中「認定特定創業支援事業」を「認定特定創業支援等事業」に改める。

第7条第1項第1号中「第1号」を「第1号イ及び第2号」に改める。

「
(1) 新規に中
小企業者と
して県内で
事業を開始
しようとする個人（県内に居住しているものに限る。以下この項において同じ。）及び会社（開業して5年未満の個人及び会社を含む。）で次のいずれかに該当するもの
ア 6月以内に新た

<p>別表第1 創業支援資金の項中</p>	<p>「 (1) 新規に中 小企業者と して県内で 事業を開始 しようとし る個人(県 内に居住し ている者に 限る。以下 この項にお いて同じ。 及び会社 (開業して 6月未満の 個人及び会 社を含む。) 並びに中小企業 団体の組織 に関する法 律第3条第 1項第6号 の企業組合 として県内 で事業を開 始しようとし る者(開業して6月 未満の企業 組合を含む。) で次の要件のい ずれにも該 当するもの ア 適切で 確実な事業 計画及び経営 能力を有す る者 イ 本件融 資を受け て開業す</p>	<p>に事業を 開始しよ うとする 個人及び 新たに会 社を設立 しようと する個人 並びに会 社で認定 特定創業 支援等事 業により 支援を受 けて創業 を行おう とするも の イ 1月以 内に新た に事業を 開始しよ うとする 個人及び 2月以内 に新たに 会社を設 立しようと する個人 並びに 会社で次 の要件の いずれに も該当す るもの (ウ) 適切 で確実 な事業 計画及 び経営 能力を 有する 者 (イ) 本件 融資を 受けて 開業す ること により、 地域経</p>	<p>に, 「融資対象の</p>
-----------------------	--	---	------------------

ることに
より、地
域経済の
活性化に
寄与する
ものとし
て、商工
団体の長
が推薦し
た者
(2) 新規に中
小企業者として県内で
事業を開始しようとする
個人及び会社（開業して5年未
満の個人及び会社を含む。）で認
定特定創業支援事業により支援
を受けて創業を行おうとするもの

済の活
性化に
寄与す
るもの
として、
商工団
体の長
が推薦
した者
(2) 新規に中
小企業者として県内で
事業を開始しようとする
個人及び会社（開業して6月未
満の個人及び会社を含む。）並び
に中小企業団体の組織に関する法
律第3条第1項第6号の企業組合
として県内で事業を開始しよう
とする者（開業して6月未満の企
業組合を含む。）で次の要件のい
ずれにも該当するもの
ア 適切で
確実な事業計画及び経営能力を有する者
イ 本件融資を受けて開業することにより、地域経済の活性化に

寄与する
ものとし
て、商工
団体の長
が推薦し
た者

(2)を「融資対象の(1)」に、「1.8%」を「1.7%」に改め、同表新事業チャレンジ資金の項から耐震改修支援資金の項までの規定中「1.8%」を「1.7%」に改め、同表緊急災害対策資金の項から事業再生支援資金の項までの規定中「1.8%」を「1.6%」に、「1.9%」を「1.8%」に、「2.0%」を「1.9%」に、「2.2%」を「2.1%」に、「2.3%」を「2.2%」に改め、同表霧島山火山活動緊急経営対策資金の項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「1.8%」を「1.6%」に、「1.9%」を「1.8%」に、「2.0%」を「1.9%」に、「2.2%」を「2.1%」に、「2.3%」を「2.2%」に改め、同表備考中「創業支援資金(2)」を「創業支援資金(1)」に改める。

別表第2 中小企業振興資金（融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。）の項中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に、「平成29年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成33年3月31日まで」に改め、同表小規模企業活力応援資金（融資対象が働き方改革推進等事業者であるものを除く。）の項中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同表創業支援資金（融資対象の(1)のうち、女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）であるものに限る。）の項及び創業支援資金（融資対象の(1)のうち上記以外）の項中「(1)」を「(2)」に改め、同表緊急災害対策資金（融資対象の(4)に限る。）の項を次のように改める。

緊急災害 対策資金 （融資対 象の(4)に 限る。）	年 1.40 %	年 1.25 %	年 1.05 %	年 0.85 %	年 0.65 %	年 0.50 %	年 0.30 %	年 0.10 %	年 0.00 %	年 0.65 %
--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第6条関係)

開 業 計 画 書

年 月 日

申込者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1 申込者の概要

開 業 する 業 種			開 業 形 態	個人 ・ 法人	
事業所 (予定) 所在地					
商 号 (個人) 法人名 (法人)		開 業 (予 定) 時 期 設 立 (予 定) 時 期	年 月 日		
開 業 届 出 (個人) 設 立 登 記 (法人)	有 ・ 無	資 本 金 ※ 法人設立 (予定) の場合に記入してく ださい。	円		
開 業 の 目 的 ・ 動 機					
過 去 の 事 業 経 験	該当するもののチェック欄□にレ点を付してください。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことはない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあり、現在もその事業を継続している。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあるが、既にその事業をやめている。 [やめた時期: 年 月]				
開業に必要な知識・技 術・ノウハウの取得 (開業する事業の経験 (勤務先、勤務年数 など開業に至るまで の経歴)	年 月	略 歴 ・ 沿 革			
許 認 可 ・ 資 格	取 得 済 ・ 申 請 中	名 称 (根 拠 法)	番 号	取 得 年 月 日	
				年 月 日	
現 在 の 借 入 状 況 (事業資金を除く。) ※ 法人の場合は、代 表者について記入し てください。	借 入 先	使 途	借 入 残 高	残 存 返 済 期 間	年 間 返 済 額
		住宅・車・カード・その他	万円	月	万円
		住宅・車・カード・その他	万円	月	万円
		住宅・車・カード・その他	万円	月	万円
		住宅・車・カード・その他	万円	月	万円
出 資 者 ・ 出 資 額 ※ 法人設立予定の場 合のみ記入してくだ さい。					
事 業 協 力 者 の 住 所 ・ 氏 名 ・ 勤 務 先 ※ 事業協力者がいる 場合に記入してくだ さい。					

2 開業準備の着手状況 (該当するものを○で囲んで、カ又はキの場合は具体的に記入してください。)

ア 設備機械器具等発注済である。

- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了
(許認可取得見込み (申請状況や取得予定時期等))
- キ その他
()

3 従業員の状況

従 業 員 (計 画)	常 時	臨 時	家 族 ・ 役 員	合 計
	人	人	人	人
人件費の支払	日締め,		日支払 (ボーナスの支給月: 月,	月)

4 取扱商品・取引条件等

取扱商品・サービスの具体的内容	①	(売上割合 %)				
	②	(売上割合 %)				
	③	(売上割合 %)				
	④	(売上割合 %)				
セールスポイント						
	取引先名 (所在地等)	取 引 予 定 額	取 引 割 合	回 収 ・ 支 払 方 法	掛 取 引 の 割 合	回 収 ・ 支 払 条 件
販 売 先		年 万円	%		%	日締め, 日回収
		年 万円	%		%	日締め, 日回収
		年 万円	%		%	日締め, 日回収
仕 入 先		年 万円	%		%	日締め, 日回収
		年 万円	%		%	日締め, 日回収
		年 万円	%		%	日締め, 日回収
外 注 先		年 万円	%		%	日締め, 日回収
		年 万円	%		%	日締め, 日回収
		年 万円	%		%	日締め, 日回収

5 必要資金と調達方法

必要とする資金		金 額	調 達 の 方 法	金 額
設 備 資 金	店舗・工場・機械・備品など (内訳)	万円	自己資金	万円
			親, 兄弟, 知人等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
	商品仕入, 諸経費支払等 (内訳)	万円	県創業支援資金	万円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	万円
運 転 資 金				

合 計	万円	合 計	万円

6 事業の見通し (月平均)

		開 業 当 初	軌道に乗った後 (年 月 頃)	売上高, 売上原価 (仕入高) (経費の計算根拠を記入)
売 上 高	A	万円	万円	
売 上 原 価 (仕 入 高)	B	万円	万円	
経 費	人 件 費	万円	万円	
	地 代 家 賃	万円	万円	
	支 払 利 息	万円	万円	
	そ の 他	万円	万円	
	合 計 C	万円	万円	
	利 益 A - B - C	万円	万円	

注 1 今後開業する場合及び開業後 6 月未満の場合に記入してください。

2 個人事業者 (事業を行う個人をいう。) の場合, 人件費については, 事業主分を除いてください。

7 収支計画 (今後 1 年間)

支 出		収 入	
仕 入 高	万円	売 上 高	万円
外 注 工 事	万円	工 賃 収 入	万円
人 件 費	万円	雑 収 入	万円
	万円		万円
その他費用	万円		万円
利 益	万円		万円
計	万円	計	万円

8 その他 (計画に関する補足説明がある場合は, 記入してください。)

注 他に参考となる資料がある場合は, 開業計画書に添付してください。

（鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱の一部改正）

第 2 条 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成22年鹿児島県告示第 376号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成31年 3 月 31 日」を「平成32年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が平成31年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表県立図書館副館長の項を削り、同表県立奄美図書館長の項地方機関の長の欄中「県立奄美図書館長」を「県立図書館副館長及び県立奄美図書館長」に改め、同項項目の欄中「県立奄美図書館」を「図書館」に改め、「鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例」の次に「（昭和39年鹿児島県条例第42号）」を、「鹿児島県立図書館の組織及び管理運営に関する規則」の次に「（昭和51年鹿児島県教育委員会規則第 5 号）」を加え、同項委任事項の欄第 1 号中「県立奄美図書館の施設、設備等の」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。